

これからはじまる生活に
24時間365日の**安心**を

ライフセキュリティ**24**



サイフォ株式会社

Circle Investment Friendship Organization

SUPPORT YOU
EVERY SINGLE DAY

これからはじまる生活に24時間365日の安心を

緊急サポート24 new CIFO

0120-289-487

Support
01

緊急サポートサービス

6つのサポートで、お部屋の中で起きる設備不具合を対応します！

LINEでも受付可能！

URL <https://taske.in/kinkyu24n-cifo>

LINEをご利用の方は、下記よりチャット形式でお問い合わせに自動対応いたします。



便利なサポート

いつでも問い合わせができるので、
ブックマークしてね！

LINEチャットボット対応でお客様ご自身で解決をはかれます。

待ち時間なし！

外出先からでも！

自己解決も！

写真や動画で簡単に！

まずはQRコードで読み込み

友だち登録 or 応急処置案内

解決しない場合は…



電話もかけられます

LINEの
友だち登録後
チャット対応！



LINE
受付

コールセンターから
折り返しご連絡します。



※受付順のご案内となりますので、折り返しの
ご連絡に時間がかかる場合もございます。



水廻りのサポート

トイレが詰まって流れない
キッチンの排水が詰まった



カギのサポート

鍵をなくして、家に入れない
劣化して鍵が回らなくなつた



ガスのサポート

ガスレンジが点火しない
お湯が出ない



ガラスのサポート

突風でガラスが割れた
誤ってガラスを割つてしまつた



暮らしのサポート

子供と連絡がとれない



電気設備のサポート

管球交換をしても照明がつかない
換気扇がつかない

9ヶ国語
対応



英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語

※2020.3現在

無料 | •出張費 •最大60分までの基本作業
※詳しくは実施要項をご覧ください

有料 | •延長料金 •部材料金 •特殊作業料金 •キャンセル料
※追加料金かかります



Support
02

健康医療情報サポートサービス

健康相談・医療相談・介護相談・育児相談・生活相談
メンタルヘルス・情報提供

24時間365日、「からだに関する相談」をお受けする電話相談窓口をご案内いたします。
医師・看護師などが、病気や身体についての相談を分かりやすくアドバイスいたします。

※このサービスは当社が診療・治療等の医療行為を行うものではありません。
※2023年9月より英語・中国語が対応になりました(平日9:00~17:00受付)

英語
中国語



Support
03

盗難転居サポートサービス

空き巣の被害にあって、もう同じ部屋に住みたくない…
そんな方の再出発を応援したい！新しいお部屋で心機一転していただく
ために弊社から**10万円**をバックアップいたします！

※給付条件やお手続きについては、裏面の会員規約をご覧ください。

Support
04

Life Cycle Concierge (ユーザー限定の会員特典)

ご利用につきましては右記URLもしくは二次元コードよりご確認下さい。



<https://lifecycleconcierge.jp>



不要品買取サービス

引越や買替えで発生した不要品を
一括査定！

オンライン見積もり 無料
複数ショップでの比較が可能



ホームセキュリティ

工事不要！
5分で設置が完了するホームセキュリティ

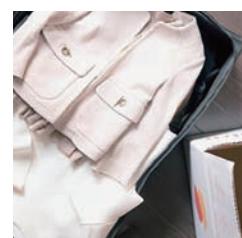
初月**1,518円**(税込)～
利用可能



ハウスクリーニング

お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！

ALL 10%OFF



収納サービス

お部屋の「荷物」預けてスッキリ！
しかも12ヶ月♪

月額**484円**(税込)→
月額110円(税込)



健康食宅配サービス

70品以上・糖質90%OFFの食事をお届け！

初回購入金額より
2,000円(税込)割引



ヘッドフォン 定額サービス

300種類を超えるヘッドフォンが使い放題

初回 50%OFF

上記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！ ※掲載内容や特典は変更となる場合がございます。

実施要領「現場駆けつけサービス」

2021年1月24日制定

カテゴリ	場所 (設置箇所)	設備	症状	基本作業(現場駆けつけサービス対象) 対応作業	基本作業対象外 対応作業(例)※3	注意事項	
給排水設備の不具合	キッチン・洗面所	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	<ul style="list-style-type: none"> 便器の脱着(ロータンク及び機能部を外す等)は追加料金(時間超過料金、特殊作業料金)が発生します。 原因箇所が公共下水管の場合、公共機関への連絡対応となります。 トーラー及び高圧洗浄等の使用時は追加料金(時間超過料金、特殊作業料金)が発生します。 海外製などの特殊製品は対応できない場合があります。 廃盤となった部材交換の対応はできません。 寒冷地での水管凍結は対応できません。 	
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃、軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入		
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			破損	止水・給水パッドシート、パッキン・シールテープ、部品まし締め等の応急処置	排水管部材交換		
		ディスポーザー	詰まり	詰まり除去の軽作業	分解洗浄、部品交換、本体交換		
			破損	現場調査	部品交換、本体交換		
		蛇口	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
	トイレ	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	<ul style="list-style-type: none"> 止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置 部材(ボルタップ、フロート弁等)交換 部材(ボルタップ、フロート弁等)交換、トイレバー交換 トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入 	
			水が止まらない	止水作業、ロータンク内部品調整等の応急処置	部材(ボルタップ、フロート弁等)交換		
	浴室		水が流れない	ロータンク内部材交換、部品外れ確認、バケツで水流し入れる応急処置	部材(ボルタップ、フロート弁等)交換、トイレバー交換		
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入		
			破損	止水作業、各部調整、パッキン交換	部品交換、本体交換		
			漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	給排水管部材交換		
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入		
	洗濯機置き場	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	<ul style="list-style-type: none"> 上階の状況確認、上階バイロットの確認、給水パッドシート設置による応急処置 高度及び高額な費用がかかる養生作業、上階の作業 天井裏の給水管及び排水管にわるる隠蔽部分は対象外となります。 	
			階下漏水	上階の状況確認、上階バイロットの確認、給水パッドシート設置による応急処置	高度及び高額な費用がかかる養生作業、上階の作業		
鍵の紛失・不具合	玄関	錠前	紛失による解錠	ピッキング解錠、サムターン回しによる解錠	パーロック解錠、クレセント錠解錠	<ul style="list-style-type: none"> 解錠作業前に、利用者様の運転免許証等で本人確認を致します。 本人確認及び居住確認ができない場合、解錠作業は行いません。 鍵の種類及び状況(深夜時間等)により、解錠できない場合があります。 防犯性の高い特殊構造の鍵の場合、対応できない場合があります。 解錠時にドアスコープを破壊した場合、ドアスコープの部品が有償となります。 玄関鍵以外の共有部分の鍵は対象外となります。 鍵交換は、対象外となります。 接着剤等が原因の除去作業は、対応できない場合があります。 錠解錠後の施錠(外出される等)は対象外となります。 	
			シリンダー詰まり	各部調整、清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄		
			ドアガード閉まり	現場調査	パーロック解錠		
			施錠不良	各部調整、エアーダスター清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄		
窓ガラスの不具合	外気に触れた窓ガラス	窓ガラス	ヒビ・割れ	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損物撤去作業	<ul style="list-style-type: none"> ガラス交換は、特殊な作業料金が発生します。 特殊なガラス交換には、日数かかるまたは対応できない場合があります。 吹き抜け等の高所作業は対応できない場合があります。 (足場設置費用は、お客様のご負担となります。) 原因箇所が共用部分に及ぶ場合は対象外となります。 	
			破損	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損物撤去作業		
電気設備の不具合	室内	照明器具	点灯不良	各部点検・調整、管球交換の確認	スイッチ交換、照明本体交換	<ul style="list-style-type: none"> 照明の経急交換は、対象外となります。 清掃作業は、対象外となります。 不具合の内容により、電力会社・各メーカー対応となる場合があります。 テレビ・オーディオ・エアコン・冷蔵庫等利用者様の所有する家電製品は対象外となります。 原因箇所が共有部分に及ぶ場合は対象外となります。 	
			落下・破損	現場調査	各部材交換、本体交換		
	室内	エアコン	動かない・冷暖房がない	現場調査	各部材交換、本体交換	<ul style="list-style-type: none"> 各部材交換、本体交換 各部材交換、本体交換 	
			水漏れ	現場調査、ドレンホース清掃	各部材交換、本体交換		
	トイレ	温水洗浄便座	水漏れ・動かない	現場調査	各部材交換、本体交換		
	室内	スイッチ	作動不良	各部点検・調整	スイッチ交換、ブレーカー交換	<ul style="list-style-type: none"> 特殊なガラス交換には、日数かかるまたは対応できない場合があります。 吹き抜け等の高所作業は対応できない場合があります。 (足場設置費用は、お客様のご負担となります。) 原因箇所が共用部分に及ぶ場合は対象外となります。 	
			コンセント	作動不良	通電確認		
	室内	停電	一部・全部停電	ブレーカー確認、過電流・絶縁測定、漏電回路切り離し、電力会社(地域停電含む)確認	配線工事、電気設備部材交換		
	換気設備	換気扇	異音	清掃、現地調査(異音箇所特定、モーター確認)	換気扇及びモーター等部材交換		
			作動不良	清掃、現地調査(異音箇所特定、モーター確認)	換気扇及びモーター等部材交換		
		レジスター(換気口)	作動不良(連動型・差圧型)	清掃、現地調査(作動及び通電確認)	レジスター部材交換、本体交換		
			破損	応急処置	レジスター部材交換、本体交換		
	室内	テレビ	視聴不良	現場調査			
	室内	電気温水器	お湯が出ない	現場調査	部品交換、本体交換		
	コンロ	IHヒーター	作動不良	現地調査(主電源・適合調理鍋の確認、天板汚れ等確認)	部品交換、本体交換		
	玄関	インターフォン	作動不良	現地調査(インターホン症状・モニター・設置場所・電話BOX等確認)、電池交換、配線の抜き差し確認	インターフォン交換、配線及び部品交換		
	室内	火災報知機	鳴動・誤作動	現場調査	電池式の火災報知機の現場調査		
安否確認のサポート	—	—	安否確認	現地調査(インターフォン鳴らし在宅確認、ポスト内の郵便物及び外観からの確認)		<ul style="list-style-type: none"> コンセントタイプの火災報知機は対象ですが、電池式タイプは対象外となります。 電話による在宅確認をおこないます。 玄関解錠の在宅確認はおこないません。 	
ガス機器の不具合	給湯器設置場所	給湯器	お湯が出ない	現場調査	部品交換、本体交換	<ul style="list-style-type: none"> 電話によるマイコンメーターの復旧案内をおこない、利用者様ご自身でお試しいただきます。 専門業者の手配となった場合、各メーカー及びガス会社の手配対応となります。 本体交換が必要な場合は、管理会社様へ対応をお願いしています。 	
			ガス漏れ	現場調査	部品交換、本体交換		
			温度調整不良・エラー表示(点滅)	現場調査	部品交換、本体交換		
			水漏れ	現場調査	部品交換、本体交換		
	浴室	バランス釜	お湯が出ない	現場調査			
			温度調整不良・エラー表示(点滅)	現場調査			
	室内	ガス警報機	警報機発報・エラー	現場調査			
	室内	ガス報知器	警報機発報・エラー	現場調査			

*1 部材料金及び特殊作業料金は、基本作業には含まれていません。 *2 現場駆けつけ対応において、原則として、上記の基本作業を駆けつけ業者が現場に到着した時点を起算点として最大60分間まで行うものとする。ただし、当社がトラブルは解決したと判断した場合又は現場駆けつけ対応ではトラブルの解決が不可能であると判断した場合等駆けつけ業者がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと判断した場合は、その時点で現場駆けつけ対応は終了となります。 *3 基本作業対象外の「対応作業例」は、一部の参考事例となります。

すまいレスキュー保険C(家財保険)

1 火災



2 落雷



3 破裂または爆発



4 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ



5 風災・ひょう災
雪災

※家財の損害額に条件はありません。



6 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊



7 騒じょうなど



8 家財の盗難

※1事故、50万円限度。



9 通貨の盗難

※通貨は1事故、1世帯20万円限度。



10 預貯金証書の盗難

※預貯金証書は1事故、1世帯ごとに保険金額を限度。



11 いたずら

※1事故、30万円限度。



12 水害

※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。



13 持ち出し家財保険金

一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合

すまいレスキュー保険C(賠償責任保険)

14 家主様への賠償責任

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合



15 第三者に対する賠償責任

被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合



さらに次の費用保険金等が付帯されます。

臨時費用

水道管等修理費用

ドアロック交換費用

残存物清掃費用

緊急避難費用

ガラス交換費用

浴槽交換費用

損害防止費用

修理費用(※借用住宅に限ります)

地震火災費用

ピッキング防止費用

近隣見舞費用

洗面台交換費用

便器交換費用

遺品整理費用

●家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価します)

●損害保険金等をお支払いする際にお客様からの自己負担額はありません。

●修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。

■このパンフレットはすまいレスキュー保険Cの概要を説明したもので、詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。

■このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険C以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険Cの付帯サービスではありません。

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sonpo.jp/>

ご契約内容のご連絡はTEL: 03-6910-3277

RB01-020(2) 2023.05

すまいレスキュー保険C（家財保険・賠償責任保険）補償内容について

	保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額150万円)	保険金をお支払できない 主な理由
すまいレスキュー保険C 補償内容一覧	損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧家財の盗難	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の 損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個(組)ごとに30万円限度)	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
		⑨通貨の盗難	1事故、1世帯ごとに20万円を限度	・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
		⑩預貯金証書の盗難	1事故、1世帯ごとに保険金額を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など (洗面台交換費用保険金)
		⑪いたずら	1事故につき30万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (便器交換費用保険金)
		⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
			床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
			床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
			家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	持ち出し家財保険金	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑩の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個(組)ごとに30万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (便器交換費用保険金)
	臨時費用保険金	上記①～⑩の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×5%を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	修理費用保険金	上記①～⑩、⑪～⑫の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者(住宅内での死亡の場合は被保険者の法定相続人)が自己の費用で修理した場合 ※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	水道管等修理費用保険金	凍結により専用水道管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合 a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	ドアロック交換費用保険金	住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	ピッキング防止費用保険金	住宅が盗難あるいはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠され被保険者が自己の費用でドアロックを交換した場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	残存物清掃費用保険金	上記①～⑩の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の清掃及び運搬費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	近隣見舞費用保険金	上記①・③の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	緊急避難費用保険金	上記①～⑩の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅の代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	洗面台交換費用保険金	住宅の洗面台が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	ガラス交換費用保険金	住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合(熱割れによる破損を含みます。)	実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	便器交換費用保険金	住宅の便器が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	浴槽交換費用保険金	住宅の浴槽が破損または汚損(経年劣化を除きます。)し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
	遺品整理費用保険金	住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など (浴槽交換費用保険金)
損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	実額(法律上の賠償責任の額) 2,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は2,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など
		被保険者が入居物件の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内で日常生活における事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合		

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受けることはできません。

14 事故が起きたときの手続きおよび注意点

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- (2) 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらないで下さい。
- (3) 賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまで被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社

0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24時間365日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

- (1) 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- (2) お客様に関する情報の利用目的について
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用します。
①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- (3) お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
③再保険の手続きをするために再保険会社(外国を含む)に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧いただかずか、以下へお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

TEL 03-6910-3277

ライフセキュリティ24 会規約

第1章 (規約)

第1条 (規約)

- この規約は、CIFO株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「ライフセキュリティ24（以下「本サービス」といいます。）を、第2条に規定する会員が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、本規約の変更を行う場合にはウェブサイトまたは書面その他所定の方法により、変更内容を通知または公表する措置を講じ、その後合理的期間が経過した後に、本規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは「緊急サポート24new（C I F O）」、「すまいレスキュー保険C」および「保険事故対応サービス」により構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。
 - 「緊急サポート24new（C I F O）」（緊急サポートサービス、健康医療情報サポートサービス及び盗難転居サポートサービス）」サービス提供会社：当社 ※詳しい内容は緊急サポート24new（C I F O）会員規約をご参照ください。
 - 「すまいレスキュー保険C」引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）
 - 「保険事故対応サービス」 サービス提供会社：当社

第2条 (会員)

- 会員とは、当社が媒介または仲介した不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービス会の入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が当社より業務目的として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地に対象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (利用者)

- 本サービスは、会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます。ただし、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第5条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は、1,936円（税込）といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度（保険）」の保険料相当額410円を含みます。「入居者補償制度（保険）」につきましては、本規約の第2章をご確認ください。
- 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
- 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第6条 (利用・更新可能期間)

- 本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。

- 会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第7条 (変更の届出)

- 会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に速やかに変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第8条 (会員資格の取消)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- (1) 不正な行為があった場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- (3) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- (7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
- (9) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第9条 (個人情報の利用などの取扱)

- 当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等（以下、「会員等」といいます）の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
 - (1) 会員等より依頼を受けた各種サービスを提供するため
 - (2) 会員等に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - (4) 会員等から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - (1) 会員等が同意している場合
 - (2) 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
- 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第10条 (免責)

- 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

ライフセキュリティ24 会規約

- (1) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）
- (3) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- (4) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
- (6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- (7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
- (9) 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合
- (10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1. 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該せず、また行わないことを確約するものとします。
 - (1) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 「入居者補償制度（保険）」

第12条（内容）

- 1. 入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、火災等により会員の家財に損害が生じた場合や会員が賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。
- 2. 本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。
- 3. 本制度の保険契約は本規約に同意することをもって会員の意向を把握・確認したものとして、自動で付帯されます。
- 4. 本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額（保険料率）に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上等で告知します。
- 5. 本制度の損害保険契約の概要は以下の通りです。

<記載事項> 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険C
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

第3章 保険事故対応サービス規約

第13条（目的）

保険事故対応サービスは、会員が家財保険または賠償責任保険の保険金請求を行うにあたり、保険金請求に関する相談や必要な手続の案内等、当社が会員の保険金請求をサポートします。

第14条（サービス内容）

- 1. 当社は、会員がすまいレスキュー保険Cの保険金請求を行うにあたり、会員から問い合わせがあった事項に関して、以下のサポートを行います。
 - (1) 会員が行う保険事故の報告の代理
 - (2) 会員からの保険事故に関する相談への対応
 - (3) 事故現場の写真や修繕工事に関する見積書等、保険金請求に必要となる書類等の準備、および取りまとめ
 - (4) 保険金請求に必要となる書類の記入方法等のご案内
- 2. 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
 - (1) 引受保険会社がレスキュー損害保険株式会社ではない保険契約に関する保険事故対応
 - (2) 保険金請求書に保険金請求者の署名を代筆すること。
 - (3) 保険金請求書に保険金請求者の印を代印すること。
 - (4) その他、サービス提供が著しく困難と認められる事項

第15条（利用料金）

本サービスの利用料金は会費に含まれます。

第16条（免責）

- 1. 保険事故対応サービスにおいて当社が会員に提供したサポートは、会員に強制するものではなく、保険金請求の責任の一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。
- 2. 当社は、当社以外の第三者が行った作業については、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
- 3. 当社は、保険事故対応サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害（他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかつたことにより会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
- 4. 当社は、会員に代って賠償事故の相手方等との交渉および引受保険会社との交渉等、弁護士法に抵触する行為は行わないものとします。

第1章 総則**第1条（適用関係）**

- この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、CIFO株式会社（以下「当社」といいます。）及び当社の提携先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「業務提携先」といいます。）が提供する『緊急サポート24new(CIFO)』（以下「本サービス」といいます。）の利用等に関する適用されます。
- 当社及び業務提携先は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。諸規定は本規約の一部を構成するものとし、諸規定の内容が本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条（定義）

- 「会員」とは、本規約に同意の上、第2条の3に規定する当社及び業務提携先所定の本サービスに関する加入手続を通じて、当社との間で本サービスの利用契約を締結した個人（以下「個人会員」といいます。）又は法人（以下「法人会員」といいます。）をいいます。会員になることを希望する者（以下「会員希望者」といいます。）は、本サービスの加入手続が行われた時点で本規約に同意したものとみなされます。会員希望者は、当社が、第8項に定める登録情報を、業務提携先のシステムに登録した時点で会員となります。
- 「サービス対象物件」とは、会員が、本サービスの提供を受ける住居として加入手続時に申請した賃貸借物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件（専有部分室内）に限ります。
- 「利用者」とは、個人会員の場合は、会員及び同居人をいいます。法人会員の場合は、加入手続時に指定した入居者及びその同居人をいいます。
- 「同居人」とは、会員が本サービスの加入手続を行った時点で、サービス対象物件において会員と同居している配偶者及び3親等以内の方（内縁等これに準ずる方を含みます。）であって、あらかじめ同居人である旨の登録情報があると業務提携先にて認められる方をいいます。当該加入手続を行った後に新たに配偶者及び3親等以内の方が追加された場合は、会員が当社に対して業務提携先所定の方法により届け出ることとし、業務提携先がこれを承諾することによって本サービスの適用対象となるものとします。なお、同居人としての登録情報及び追加の届出が無い方は本サービスの対象外とします。
- 「駆けつけ業者」とは、現場駆けつけ対応を行う業務提携先の提携業者をいいます。
- 「作業員」とは、駆けつけ業者の作業員をいいます。
- 「現場駆けつけ対応」とは、本サービスにおいて、日常生活上の設備不具合等の解消を図るために、作業員が当該設備不具合等の現場に駆けつけて現地調査や応急処置等を行う対応をいいます。
- 「登録情報」とは、業務提携先が本サービスの提供を行う上で必要となる、会員の氏名、住所、建物名、連絡先及び同居人の氏名等の情報（以下「会員情報」といいます。）で、当社から業務提携先に提供され、業務提携先が登録情報として承諾したものをいいます。

第2条の2（法人会員）

法人会員となることができる者は、法人が、サービス対象物件を社宅等として使用することを目的として、法人名義で当社との間で加入手続を行なった場合であって、かつ、当該法人の役員又は従業員その他の使用者をサービス対象物件に入居させる場合に限ります（社宅等1室につき1契約扱いとします。）。

第2条の3（加入手続）

加入手続は、業務提携先が当社に対してその内容及び方法を指定するものとし、会員希望者は、当社を通じて、当該指定された内容及び方法に従い、本サービスに加入するものとします。

第3条（本サービスの利用）

- 利用者は、本規約及び諸規定の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。
- 会員は、同居人（法人会員の場合は、契約における入居者及びその同居人も含みます。本項において以下同じ。）による本サービスの利用に際して、同居人に本規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条（有効期間）

- 本サービスの有効期間の開始日は、当社が業務提携先に対して会員情報を提供し、業務提携先が当該会員情報を登録情報として承認した後、業務提携先が指定した日とします。
- 本サービスの有効期間の終了日は、第7条に定める会員資格の喪失事由が発生した日とします。

第5条（会費）

会員は、当社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金（以下「会費」といいます。）を、当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条（登録情報の変更）

- 会員は、登録情報に変更があった場合、当社及又は業務提携先に対し直ちにその変更内容を届け出るものとします。
- 会員は、登録情報に不備又は変更があるにもかかわらず、その届出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者又は法人会員が不利益を被ったとしても、当社及び業務提携先はいかなる責任も負わないものとします。

第7条（会員資格の喪失及び本サービスの提供拒否）

- 会員は、次の各号の場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - 当社との間で業務提携先が指定する退会手続を経た場合
 - サービス対象物件から退去した場合
 - 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合
- 利用者及び法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、業務提携先及び当社は、会員の同意なく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、会員は会員資格を喪失するものとします。なお、業務提携先及び当社は、会員資格を取り消すか否かにかかわらず、業務提携先及び当社は、利用者及び法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの全部又は一部の提供を拒否することができます。
 - 加入手続の際に虚偽の申告をした場合
 - 本規約又は諸規定の定めに違反した場合
 - 第5条の会費及び第14条第1項の追加料金の支払いを怠った場合
 - 暴力、威力若しくは詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する者である場合、又はこれと密接な関係を有する者である場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
 - 業務提携先若しくは業務提携先のグループ会社等又は業務提携先取引業者（以下総称して「業務提携先等」という。）に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の不要な問合せを行う、又は悪質な嫌がらせを行うなど業務提携先等の業務を妨害した場合、若しくは業務に支障をきたした場合
 - 不適切な対応、態度、言動、行動等から判断し、業務提

携先が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

- (8) 業務提携先等の社員（パート及びアルバイト等を含む）及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合
- (9) 会員の所在が不明となった場合、その他、業務提携先の裁量により利用者又は法人会員として不適切とみなしめた場合

第8条（個人情報）

1. 当社及び業務提携先等は、本サービスの提供を通じて知り得た会員情報たるの個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
2. 会員は、当社及び業務提携先が次の各号に掲げる目的のために個人情報を使用することについて、あらかじめ同意するものとします。
 - (1) 本サービスを会員に対して提供するため
 - (2) 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - (3) 本サービスの改善、マーケティング活動、新商品開発等を目的とした各種アンケートを実施するため
 - (4) 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - (5) 業務提携先又は業務提携先のグループ会社が提供する関連サービスや商品の案内そのため
 - (6) 業務提携先の提携企業のサービスを会員に対して案内、提供するため
3. 当社は、会員との間で本サービスの利用契約を締結した場合、次の各号の規定に従い業務提携先との間で利用者の個人情報を共同利用します。
 - (1) 共同利用する項目
 - ・登録情報
 - (2) 共同利用する者の範囲
 - ・当社
 - ・業務提携先及び業務提携先のグループ会社
 - ・業務提携先が当社の会員に対して業務提携先の提携先企業のサービスの紹介を目的とする場合の当該提携先企業
 - (3) 利用目的
 - ・前項各号の利用目的に従い利用します。
 - (4) 共同利用責任者
 - ・CIFO株式会社
東京都千代田区大手町2丁目2-1-4F
代表取締役 玉本 哲也
4. 業務提携先等は、本サービスの提供に関わる業務又は第2項に定める目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することができます。この場合、業務提携先等は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
5. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、業務提携先は会員の個人情報を第三者に開示・提供することができます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに

より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条（消費税率又は地方消費税率の変更）

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第5条で定める会費及び第14条第1項に定める追加料金その他本サービスの提供に基づき発生する料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、あらかじめ同意するものとします。その他の税込価格の料金についても同様とします。

第10条（規約の追加変更）

1. 当社及び業務提携先は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとします。
 - (1) 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社及び業務提携先は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が、告知後に当社及び業務提携先に特段の申出をすることなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 - (1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、又は次のいずれかに該当すること
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (2) 会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社及び業務提携先の信用を毀損し、又は当社及び業務提携先の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
2. 当社及び業務提携先は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社及び業務提携先に生じた損害は会員等がすべて賠償するもの

とし、会員等に生じた損害は、当社及び業務提携先は一切その責任を負いません。

第12条(準拠法・合意管轄)

- 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとします。
- 本規約に関する訴訟については、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 緊急サポートサービス

第13条(内容)

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号の日常生活上における設備不具合等(以下「設備不具合等」といいます。)が生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、設備不具合等の解決を図るための情報提供又は業務提携先が別途定める実施要領(以下「実施要領」といいます。)に記載の現場駆けつけ対応を受けることができます。ただし、業務提携先が利用者から本サービスに関する連絡を受けた後に利用者と連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、当社業務提携先は本サービスへの対応を業務提携先の判断により任意に終了することができます。なお、現場駆けつけ対応は設備不具合等の完全な解決及び現場への特定の出動時刻を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があることにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 玄関カギの紛失・故障等の不具合(ただし、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかることがあります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
 - (2) 給排水設備の不具合
 - (3) 窓ガラスの破損(18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。)
 - (4) ガス機器の不具合
 - (5) 電気設備の不具合(9:00～18:00以外の時間帯については、出動対応ができない場合があります。)
 - (6) 安否確認のサポート
- 前項(第6号の場合を除く。)の本サービス対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
- 本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は再度の訪問及び作業については、業務提携先の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまることがあることにつき利用者はあらかじめ同意するものとします。
- 現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが、業務提携先の判断により現場駆けつけ対応を行なわないことがある旨に会員はあらかじめ同意するものとします。
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

- 利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。
- 業務提携先は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を起算点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとします。ただし、設備不具合等が解決したと業務提携先が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると業務提携先が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと業務提携先が判断した場合は、業務提携先はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

第14条(追加料金)

- 会員は、次の各号の場合、会費とは別に追加の料金(以下、「追加料金」といいます。)を負担することがあります。なお、本条第1号及び第2号の場合は、業務提携先等より、費用の発生及び負担についてあらかじめ説明と確認をいたします。
 - (1) 1回当たりの作業が60分を超えた場合(追加料金は超過10分ごとに1,650円(税込))
 - (2) 現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合
 - (3) 利用者の都合により、現場駆けつけ対応がキャンセルされた場合(追加料金6,050円(税込))
 - (4) 業務提携先が、利用者の責めに帰すべき事由により前各号以外の実費等を負担した場合
- 業務提携先は、前項の追加料金の請求業務を第三者に委託することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第15条(除外事項)

- 次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象外とします。
 - (1) 建物共有部分に関する要請の場合(所謂シェアハウスの場合における共同使用部分を含む。)
 - (2) 建具に関する設備不具合等の場合
 - (3) 利用者又は法人会員が所有する家電製品等に関する設備不具合等の場合
 - (4) 入居日から1ヶ月以内の故障・破損に関する設備不具合等の場合
 - (5) 入居当初に発見することができなかった故障・破損に関する設備不具合等の場合
 - (6) 原状回復及び建物の施工不良(リフォーム)等に起因する設備不具合等の場合
 - (7) 利用者以外からの要請の場合
 - (8) 実施要領に記載するもの以外の対応の場合
 - (9) 利用者が自身で修繕業者を手配するなど当社が提供するサービス以外を利用された場合
 - (10) 地震、台風、豪雨、落雷、津波、竜巻、寒波、大雪等の天災や火災における設備不具合等の場合
 - (11) 暴動、テロ、革命、戦争等の非常事態における設備不具合等の場合
 - (12) 離島・山岳地域における設備不具合等の場合
 - (13) その他当社又は業務提携先が不適切と判断した場合
- 次の各号に掲げる作業は、本サービスの対象外とします。
 - (1) 破壊による開錠作業
 - (2) 電球・管球やフィルター等の消耗品交換

第3章 健康医療情報サポートサービス

第16条(内容)

利用者は、年3回を上限として、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関や行政機関等の相談窓口の紹介を

緊急サポート24new(CIFO) 会員規約

受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用するることができます。なお、このサービスは当社が診察・治療等の医療行為を行うものではなく、また、当社が直接問題の解決を図るものではありません。

第4章 難転居サポートサービス

第17条（内容）

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第18条（見舞金の給付条件）

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- (1) 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- (2) 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し込みの意思表示をしていること
- (3) 転居先の住戸について、当社がサービス加入時に管理する物件について、賃貸借契約を締結していること
- (4) 本サービスの有効期間中に、業務提携先所定の申請書等を提出していること
- (5) 本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第19条（除外事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- (1) サービス対象物件に施錠がされていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
- (2) サービス対象物件に施錠がされていない間の侵入盗難被害、又はその未遂ないし疑いがある場合
- (3) 利用者がサービス対象物件に在宅中の侵入盗難被害、又はその未遂若しくは疑いがある場合
- (4) 利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入り出しが可能な者による侵入盗難被害の場合
- (5) 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における侵入盗難被害の場合
- (6) その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第20条（手続）

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
 - (1) 業務提携先所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
 - (2) 転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、業務提携先又は業務提携先の指定する者は、会員の指定した金融機関口座に、遅滞無く見舞金を送金します。

第21条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2023年10月1日改定

保険事故 対応サービス

家財保険または賠償責任保険の保険金請求を行うにあたり、保険金請求に関する相談や必要な手続の案内等、当社が会員の皆様の保険金請求をサポートいたします。

連絡先: **092-738-3146**

サポート内容

- ① 保険会社へ事故報告をサイフォが行います。
- ② 保険事故が発生したらすぐに当社へご相談ください。
- ③ 事故現場の写真や修繕が必要となった場合のお手続き等、保険請求に関する必要書類等の準備をいたします。
- ④ 保険金請求に必要となる書類の記入方法をサポートいたします。

サービス提供会社

サイフォ株式会社